

協力事業主

という社会貢献、やってみませんか。

犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける
「協力事業主」を募集しています。

松江保護観察所

〒690-0841 松江市向島町134-10
TEL: 0852-21-3767 FAX: 0852-32-2471

出雲地区保護司会

〒693-0051 出雲市小山町552番地
TEL: 0853-22-7190 FAX: 0853-22-7191
E-mail: izumo-hogoshikai@izumo-net.ne.jp



人はみな、
生かされて
生きてゆく。

大きなはじめの一步のために

なぜ、犯罪や非行をした人に就労の支援をするのか…… 不思議に思われるかもしれません。

犯罪や非行をした人を排除するばかりでは、安全・安心な社会を実現することはできません。これらの人たちが社会に帰ってきたとき、その更生の決意を支え、立ち直れるよう援助し、健全な社会の一員として迎えることが必要です。特に職に就き、責任のある社会生活を営むことは、立ち直りに向けた大きなはじめの一步になるのです。

就労に向けて

刑務所や少年院では

刑務作業や職業訓練・補導を通じて、様々な資格を取得し、企業で活躍したいと考えています。

保護観察所では

保護司など民間ボランティアとともに、社会生活に適應するための指導や助言を行い、また、就職をした後の相談にも乗っています。

ハローワークでは

職業紹介サービスのほか、雇用主や本人にするフォローアップなども行っています。

協力事業主の皆様をお願いしたいこと

1. 事業所見学会の受入れ

実際の職場を見学することにより、就労への意欲を引き出します。

2. 職場体験講習の受入れ（5日～1カ月程度）

実際に職場環境や業務を体験することにより、就業への意欲が増します。（講習委託費をお支払いします。※ただし、社会保険に加入していることが条件となります。）

3. 刑務所出所者等の雇用

どんな人か心配というときは、短期間の試行雇用（トライアル雇用）の制度が原則として3か月間利用できます。（試行雇用奨励金を受け取れます。※ただし、事前にハローワークへの登録と共に雇用保険に加入していることが条件となります。）

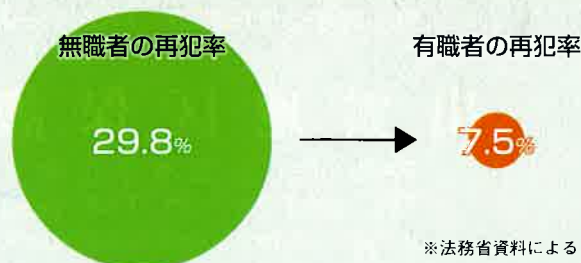
雇用から1年間は、身元保証制度を活用できます。

（就労時の身元保証人が確保できない人について、本人が雇用者に対して業務上の損害を与えた場合で、必要と認められるときには、見舞金を払う制度です。）

（見舞金の額には上限があります。）

（雇用主側の負担はありません。）

有職者と無職者の再犯状況の比較（平成20年～24年）



※法務省資料による